

昭和三十六年総理府令第四十号

統合幕僚学校組織規則

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十八条の二第七項の規定に基づき、統合幕僚学校組織規則を次のように定める。

（位置）

第一条 統合幕僚学校（以下「学校」という。）は、東京都に置く。

（副校長）

第二条 学校に、副校長一人を置く。

2 副校長は、自衛官をもつて充てる。

3 副校長は、校長を助け、校務を整理する。

4 副校長は、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を行う。

（内部組織）

第三条 学校に、次の二課及び一室並びに国際平和協力センターを置く。

企画室

総務課

教育課

（企画室）

第四条 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 教育訓練及び調査研究の総合的な企画及び調整に関すること。

二 学校の組織及び定員に関すること。

三 業務の能率的運営の調査及び業務の運営の改善に関すること。

（総務課）

第五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 学校の公印の保管に関すること。

三 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四 職員及び学生（学校において教育訓練を受ける者をいう。以下同じ。）の人事及び給与に関すること。

五 職員及び学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。

六 儀式及び広報に関すること（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）。

七 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）。

八 行政財産及び物品の取得及び管理に関すること（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）。

九 教育訓練及び調査研究に関する資料の収集、整理及び保管に関すること（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）。

十 記録及び統計に関すること（教育課及び国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）。

十一 前各号に掲げるもののほか、学校の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。

（教育課）

第六条 教育課は、次に掲げる事務（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 学生教育訓練及び調査研究の計画に関すること。

二 学生教育訓練及び調査研究の実施に関すること。

三 学生教育訓練及び調査研究に必要な記録及び統計に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、教育訓練及び調査研究に関すること。

（国際平和協力センター）

第七条 国際平和協力センターは、次に掲げる事務のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関するものをつかさどる。

一 広報に関すること。

二 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

三 物品の管理に関すること。

四 教育訓練及び調査研究に関する資料の収集、整理及び保管に関すること。

五 学生教育訓練及び調査研究の計画に関すること。

六 学生教育訓練及び調査研究の実施に関すること。

(課長及び室長並びにセンター長)

2 課長若しくは室長又はセンター長は、校長の命を受け、課務若しくは室務又は国際平和協力センターの事務を掌理する。

第九条 この省令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

この府令は、昭和三十六年八月一日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附則（平成一九年一月四日内閣府令第二号）

附則（平成二二年三月二六日防衛省令第二号）

附則（平成二三年三月二八日防衛省令第三日）

附則（平成二四年七月二七日防衛省令第一一號）

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。